未来を変える挑戦

2017 年 3 月 第5号発行

### **青森県都市計画課**

# 本号の内容

- 1. 青森県の今年度の取組み
  - ①景観フォーラム
  - ②景観学習教室
  - ③あおもり屋外広告タウンミーティング
  - 4環境色彩セミナー
  - ⑤都市計画研修
- 2. あおもり景観資産向上事業について
  - ①明日の日本を支える観光ビジョン
  - ②青森県の現状と課題
  - ③青森県の来年度からの取組み(あおもり景観資産向上事業)
- 3. コンパクト・プラス・ネットワークの本格的実施
  - ①コンパクト・プラス・ネットワークのねらい
  - ②コンパクト・プラス・ネットワークのための計画制度
  - ③立地適正化計画作成について具体的な取組みを行っている都市
  - ④青森県内の立地適正化計画の作成状況

# 青森県の今年度の取組み

### ①景観フォーラム

県では、県民の景観形成に対する関心と行動への意欲を高めることを目的として、平成19年度から景観フォー ラムを開催しています。今年度は、平成28年6月3日(金)に青森市のアピオあおもりにて開催しました。

はじめに、県内の良好な景観づくりに貢献していると認められるまちなみ景観を表彰する「第8回ふるさとあおもり 景観賞」の表彰式を行い、まちなみ部門で「西目屋村田代地区、村市地区(西目屋村)」が、土木施設部門で「 鶴の舞橋(鶴田町)」が、民間建築物部門で「カフェパンメルシ(八戸市)」と「みちのく銀行むつ支店(むつ市)」と「 古川家住宅(黒石市)」が、屋外広告物部門で「つきだて歯科(八戸市)」が、地域づくり活動部門で「岩木山桜会 議(弘前市)」と「市民集団まちぐみ(八戸市)」が受賞しました。

次に、玉川大学教育学部教授の寺本潔氏より、「景観の意味を発見しよう! – 子どもと愉しむまち学習のススメ - 」について基調講演をして頂きました。

続いて、青森県の「景観学習教室の取り組み」についての事例紹介を行い、最後に「「まち学習」から「まち育て」 へ」と題して、パネルディスカッションを行いました。



第8回ふるさとあおもり景観賞 步道耒



民間建築物部門 最優秀賞 「みちのく銀行むつ支店(むつ市)」



パネルディスカッション



# ②景観学習教室

県では、これからの青森県を担う子どもたちの景観に対する関心と良好な景観形成への意識を育むことを目的に、 景観アドバイザーなど景観の専門家を講師として小学校等に派遣し、景観に関する授業を行う出前講座「景観学習教室」を平成14年度から開催しています。

今年度の参加学校・施設(3校92名)

1. 南部町立 福田小学校 3年生 20名 (講師:月舘 敏栄氏) 2. 八戸市立 種差小学校 3~6年生 18名 (講師:月舘 敏栄氏) 3. 八戸市立 小中野小学校 5年生 54名 (講師:月舘 敏栄氏)







まち歩き

景観かるた作成

「景観かるた」による かるた大会

# ③あおもり屋外広告タウンミーティング

県では、県・市町村職員の屋外広告物担当者と屋外広告業者が連携して、屋外広告物に関しての意識・情報の共有を図り、より良好な景観づくりを推進していくために「あおもり屋外広告タウンミーティングを開催しています。

屋外広告物の知名度向上と良好な広告景観を形成していくことを目的に平成26年度から実施され、今年度は、平成28年11月4日(金)に青森県屋外広告美術業協同組合の主催(共催:青森県、八戸市後援:国土交通省)で、八戸市で開催しました。

タウンミーティングには、県・市町村職員の屋外広告物行政担当者、屋外広告業者から18名が集まり、市内のまち歩きやワークショップを行いました。

ワークショップでは、まち歩きで見た、良い・悪い・気になる等の屋外広告物を行政、屋外広告業者それぞれの観点から、良好な屋外広告物の景観とは何か、必要な安全対策は何か等について意見を出し合って情報を共有し合いました。「定期的な安全点検・パトロールが必要」、「行政と業者の間で協議・対策を行っていく必要がある」といった意見が多く、今後、『青森らしい美しい広告景観』を進めていくための意見交換が行われました。







まち歩き

ワークショップ

成果発表

# 4環境色彩セミナー

県では、良好な景観を形成するにあたって重要な要素となる「色彩」について、専門知識の習得を図るため、「環境色彩セミナー」を県・市町村職員及び民間建築・建設業者、屋外広告業者を対象に平成15年度から開催しています。今年度は、平成29年1月25日(水)~26日(木)に開催し、12名が受講しました。

日本で唯一の色彩に関する総合的な研究機関である一般財団法人日本色彩研究所常務理事の赤木重文氏を講師に迎え、景観の重要な要素である色彩について、建物等の色彩の計画決定までの基本的な流れを学ぶ研修を行いました。

セミナーでは平成30年度完成予定の青森県庁耐震・長寿命化改修後庁舎をシミュレーションの題材として、 実際に建物の色彩設計の案を検討・作成し、グループ毎に色彩計画のプレゼン発表を行いました。







講師による講義

色彩設計案作成

色彩計画の プレゼンテーション

# ⑤都市計画研修

県では、県・市町村職員を対象とした、都市計画の実務に必要な知識等を習得するため、日常の業務を円滑に執行できるように、毎年、都市計画研修を開催しています。

今年度は、平成28年11月15日(火)~16日(水)に開催し、29名が受講しました。

昨年に引き続き今年度も、青森市油川地区の油川コミュニティーを考える会会長の葛西清悦氏に現地を案内していただき、調査を行い、日本大学理工学部の天野光一教授と㈱プランニングネットワーク代表取締役の伊藤登氏を講師に迎え、歴史まちづくりのポイントについての講義とワークショップを行いました。

現在、油川町で課題とされている「1. 地域の特色を活かしたまちづくり」、「2. 若者が住みたくなるまちづくり」 等について検討し、これからの「まちづくりの考え方・方向性」等について、各グループから発表を行いました。



現地調査の様子



ワークショップの様子



成果発表の様子

# 2. あおもり景観資産向上事業について

# ①明日の日本を支える観光ビジョン

国では、平成28年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、訪日外国人旅行者数を2020年に4千万人(2015年比約2倍)等の目標を掲げインバウンド施策を打ち出しました。

このインバウンド施策の景観行政の取組として、地域固有の景観を、観光資源として「守り」、より魅力的に「育て」、まちづくりを通して「活用」するため、2020年を目途に、全国の半数の市区町村で景観計画を策定することを目標にしています。

また、これに関連し「国立公園満喫プロジェクト」にH28年7月十和田八幡平国立公園が選定されています。

# 明日の日本を支える観光ビジョン

平成28年3月30日策定

訪日外国人旅行者数に関する新たな目標として、2020年に約2倍となる 4,000万人を目指す。

景観と国立公園は、10本の柱の2つに位置づけ。

おもな観光地で「景観計画」をつくり美しい街並みへ

2020年を目途に、原則として全都道府県・全国の半数の市区町村で「景観計画」を策定

# 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

「国立公園満喫プロジェクト」として、まずは8箇所の国立公園で、「国立公園ステップアッププログラム2020」を策定し、訪日外国人を惹きつける取組を計画的、集中的に実施

### ②青森県の現状と課題

県では、景観行政団体に移行しているのは青森市、弘前市、八戸市、黒石市の4市のみとなっており、全国の1,786団体中681団体の38%に比較し10%(4団体/40団体)と移行が遅れている状況です。 移行済4市を除く県内36市町村の区域では、県が規制を行っていますが、広大な県土を規制することから、統一的で緩やかな規制となっています。

外国人観光客の誘客に向けて、景観計画を策定し、地域の実情に合わせた積極的な規制を行う必要があるが、景観計画策定の法定手続きにあたっては、景観行政団体への移行が前提のため、移行促進が課題となっております。

一方で、「国立公園満喫プロジェクト」に選定された 十和田市休屋地区では、廃業した宿泊施設等の廃屋 によって景観が悪化してきているといった状況です。

十和田市休屋地区の廃屋



# ③青森県の来年度からの取り組み(あおもり景観資産向上事業)

# ○事業内容

本事業では、十和田市休屋地区において、外国人観光客の誘客を目的として、地域の実情に合わせたきめ細やかで積極的な規制手法を導入し、外国人観光客が日本に求める良好な景観を形成するモデル事業を行います。

モデル事業の取り組み成果を、県内自治体に広く紹介することにより、景観行政団体移行を促します。

#### 景観観光モデル創出事業【環境生活部、観光国際戦略局と連携】

#### 景観観光モデル地区景観等ガイドライン作成(H29,H30)

- ・十和田市休屋地区におけるモデル事業として、外国人観光客が求める良好な景観に配慮した建築物・工作物等・屋外広告物の建築・設置・表示を提案するための規格・デザインを分かりやすく説明するためのガイドラインを作成します。
- ・ H 2 9 は、ガイドライン作成のために、既存の建築物等の状況を把握する現況調査及び規制方 策の検討を行います。

#### 景観観光モデル創出事業行政連絡会議運営(H29,H30)

十和田市休屋地区の規制方策を策定するため関係市町村と県で連絡会議を設立するとともに、 学識者講演や先進地視察を行います。

#### 景観観光フォーラム

#### 景観観光フォーラム(H30)

・ H 2 9 の景観観光モデル創出事業の実績を踏まえ、県内市町村に景観行政団体移行への機運 醸成のため県民、市町村等に向けて良好な景観形成が観光に結びつくことの意識啓発を目的とし た景観観光フォーラムを開催します。

# ○事業効果

#### 景観観光モデル事業の創出

モデル地区内において積極的な規制手法による良好な景観を形成する、景観観光モデル事業を 創出することにより、県内市町村の景観行政団体への移行を促進します。

#### フォーラム開催による機運醸成

・ 景観観光モデル事業の取り組み成果を、県内自治体に広く紹介することにより、景観行政団体移 行の機運を醸成します。



- 県内市町村が景観行政団体に移行することにより、良好な景観形成の促進します。
- 景観を地域資源として活用し、魅力ある観光産業の「しごとづくり」につながります。
- 環境省の国立公園満喫プロジェクト選定を契機と捉え、国、県、市町村、民間等の連携の一環として、本事業において県景観行政として積極的に参加することにより、外国人観光客増加の目標の一助となります。

# 3. コンパクト・プラス・ネットワークの本格的実施

# **①コンパクト・プラス・ネットワークのねらい**

○都市のコンパクト化は、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、住民の生活利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などの具体的な行政目標を実現するための有効な政策手段。



#### 出典:国土交通省資料

# ②コンパクト・プラス・ネットワークのための計画制度

○平成26年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、<u>都市全体の構造を見渡しながら、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進。</u> ○必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、<u>計画の作成・実施を予算措置等で支援</u>。

立地適正化計画 (市町村が作成) 地域公共交通網形成計画 法】(平成26年8月1日施行) 多極ネットワーク型 (平成26年11月20日施行) コンパクトシティ 都市機能誘導区域 ○地方公共団体が中心となり作成 生活サービスを誘導するエリアと Oまちづくりとの連携 当該エリアに誘導する施設を設定 都市機能の誘導 拠点間を結ぶ 〇地域全体を見渡した 交通サービスを充実 面的な公共交通ネットワークの再構築 ◆都市機能(福祉・医療・商業等)の立地促進 ○誘導施設への税財政・金融上の支援 ○福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和 乗換拠点 〇公的不動産・低未利用地の有効活用 地域公共交通再編実施計画 の整備 (地方公共団体が ◆歩いて暮らせるまちづくり 歩行空間や白転車 事業者等の同意の下作成) ○歩行空間の整備支援 拠点エリアにおける循環型の ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール ○誘導したい機能の区域外での立地について 届出、市町村による働きかけ コミュニティバス等による フィーダー(支線)輸送 居住誘導区域 公共交通沿線への デマンド型 乗合タクシー等の導入 居住を誘導し人口密度を維持する 居住の誘導 エリアを設定 ◆区域内における居住環境の向上 国土交通大臣の認定 ○住宅事業者による都市計画等の提案制度 立地適正化計画 ≰ 関係法令の特例・予算支援の充実 ◆区域外の居住の緩やかなコントロール 地域公共交通 かえて、地域公共交通ネットワークの再構築を図る 〇一定規模以上の区域外での住宅開発について、 事業への出資等の制度を創設するための地域公共交通 活性化再生法等の一部改正法が平成27年5月に成立 再編実施計画 届出、市町村による働きかけ 好循環を実現

出典:国土交通省資料

# ③立地適正化計画作成について具体的な取組みを行っている都市

						-		平成28年12	月31日現在
都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	1338 2 35 48 48 50 C	都道府県	市町村
北海道	札幌市 函館市 旭川市 室蘭市	群馬県	太田市 館林市 渋川市 藤岡市	福井県	小浜市 大野市 勝山市 鯖江市	三重県	名張市 亀山市 伊賀市 朝日町	岡山県	津山市 総社市 高粱市 広島市
	釧路市 北広島市 石狩市 鷹栖町		吉岡町 明和町 邑楽町 さいたま市		あわら市 越前市 越前町 美浜町	滋賀県	大津市 彦根市 草津市 守山市	広島県	吳市 竹原市 三原市 福山市
青森県	東神楽町 青森市 弘前市 八戸市 黒石市		川越市 本庄市 春日部市 深谷市 戸田市	山梨県	高浜町 山梨市 大月市 笛吹市 上野原市	松貝尔	要東市 野洲市 湖南市 東近江市 舞鶴市		府中市 大竹市 東広島市 廿日市市 下関市
20000-040-050-050	五所川原市 十和田市 むつ市 盛岡市	埼玉県	志木市 坂戸市 毛呂山町 越生町	長野県	長野市 松本市 上田市 岡谷市	京都府	亀岡市 長岡京市 京田辺市 南丹市	山口県	字部市 山口市 萩市 光市
岩手県宮城県	花巻市 北上市 仙台市		小川町 鳩山町 寄居町		諏訪市 小諸市 駒ヶ根市		豊中市 吹田市 高槻市	徳島県	周南市 阿南市 高松市
秋田県	大崎市 秋田市 大館市 湯沢市	千葉県	松戸市 成田市 佐倉市 柏市		茅野市       佐久市       千曲市       安曇野市		守口市 枚方市 茨木市 八尾市	香川県	九亀市 坂出市 多度津町 松山市
山形県	大仙市 鶴岡市 長井市 中山町		市原市 流山市 酒々井町 日野市	岐阜県	岐阜市 大垣市 多治見市 関市	大阪府	寝屋川市 河内長野市 大東市 箕面市	亚征旧	宇和島市 八幡浜市 新居浜市 西条市
福島県	福島市 郡山市 いわき市 須賀川市 喜多方市	東京都神奈川県	福生市 相模原市 横須賀市 藤沢市 小田原市		大野町 静岡市 浜松市 沼津市 熱海市		門真市 高石市 東大阪市 阪南市 神戸市	愛媛県	大洲市 伊予市 四国中央市 西予市 久万高原町
田山八	二本松市 国見町 猪苗代町 矢吹町 新地町		秦野市 大和市 新潟市 長岡市 三条市	静岡県	三島市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市	兵庫県		高知県	高知市 南国市 土佐市 須崎市 北九州市
	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市	新潟県	新発田市 小千谷市 見附市 燕市 糸魚川市		藤枝市 袋井市 裾野市 菊川市 伊豆の国市		朝来市 たつの市 福崎町 太子町 大和高田市	福岡県	大牟田市 久留米市 直方市 飯塚市 行橋市
茨城県 栃木県	下妻市 高萩市 取手市 牛久市 つくば市	富山県石川県	五泉市 上越市 魚沼市 南魚沼市 胎内市	愛知県	牧之原市 函南町 長泉町 名古屋市 豊橋市	奈良県	大和郡山市 天理市 桜井市 五條市 葛城市		小郡市 宗像市 太宰府市 朝倉市 遠賀町
	坂東市 境町 宇都宮市		田上町 富山市 高岡市		岡崎市 春日井市 豊川市		字陀市 川西町 田原本町	佐賀県長崎県	小城市 嬉野市 長崎市
	栃木市 鹿沼市 日光市 那須塩原市		水見市       黒部市       小矢部市       入善町		刘谷市 豊田市 江南市 小牧市	和歌山県	王寺町 和歌山市 海南市 有田市	熊本県	大村市 熊本市 荒尾市 菊池市
	那須烏山市 下野市 芳賀町 前橋市		金沢市 小松市 輪島市 加賀市		東海市 知立市 津市 四日市市	鳥取県	新宮市 湯浅町 鳥取市 大田市	大分県宮崎県	大分市 竹田市 杵築市 都城市
群馬県	高崎市 桐生市 伊勢崎市	福井県	野々市市 福井市 敦賀市	三重県	伊勢市 松阪市 桑名市	島根県岡山県	江津市 岡山市 倉敷市	鹿児島県	鹿児島市 姶良市

出典:国土交通省資料

合計 309団体



### ④青森県内の立地適正化計画の作成状況

(※平成29年2月28日現在の状況ですので、今後変更となる場合もあります)

青森県内では、現在、むつ市が立地適正化計画を作成し、公表済みです。

今後、平成28年度中には弘前市が立地適正化計画を作成・公表、また、八戸市は立地適正化計画のうち、 まずは都市機能誘導区域を設定した計画を作成・公表する予定です。

平成29年度からは、新たに黒石市と五所川原市が立地適正化計画の具体的な作成の取組みを開始します。

青森市	平成27年度から策定の取組を開始 ※現在作業中【作成・公表時期は未定】					
弘前市	都市機能誘導区域:平成29年3月31日作成・公表【予定】 居住誘導区域:平成29年3月31日作成・公表【予定】					
八戸市	都市機能誘導区域:平成29年3月31日作成·公表【予定】 居住誘導区域:平成29年度内作成·公表【予定】					
黒石市	都市機能誘導区域:平成30年度内作成・公表【予定】 居住誘導区域:平成30年度内作成・公表【予定】					
五所川原市	都市機能誘導区域:平成30年度内作成・公表【予定】 居住誘導区域:平成30年度内作成・公表【予定】					
十和田市	都市機能誘導区域:平成29年度内作成・公表【予定】 居住誘導区域:平成29年度内作成・公表【予定】					
むつ市	都市機能誘導区域:平成29年2月20日作成・公表済み 居住誘導区域:平成29年2月20日作成・公表済み					

#### 【編集後記】

青森県では、外国人観光客に向けた良好な景観を形成するため、国立公園満喫プロジェクトに選定された十和田市休屋地区における景観に配慮した建築物等に対する規制方策を提案するガイドライン作成等によりモデルを創出し、県内市町村の景観行政団体への移行を促進すべく、「あおもり景観資産向上事業」に来年度から取り組んで参ります。 県内の景観向上の取り組みの一つとして情報提供させて頂きました。

また、以前から情報提供させて頂いておりました、立地適正化計画につきましては、上記 7 市が具体的な取り組みを行っております。そのうち、むつ市が既に計画を作成・公表しており、弘前市が今年度内に作成・公表の予定となっております。 具体的な計画の内容につきましては、各市のHP等にて公表されておりますので、ご覧頂けましたら幸いに思います。

今後、まち育て人・景観人の皆様へ提供したい情報がございましたら下記グループまでご連絡をお願い致します。 最後に、皆様の今後のご活躍を祈念しております。

発 行:青森県 県土整備部 都市計画課 都市計画・景観グループ

住 所: 〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

電 話:017-734-9681(直通)

青森県庁ホームページアドレス:http://www.pref.aomori.lg.jp